

平成28年度第3回尼崎市文化財保護審議会会議録要旨

1 日時

平成29年3月1日(火) 午後3時10分～4時

2 場所

尼崎市立文化財収蔵庫 講座室

3 出席者(敬称略)

尼崎市文化財保護審議会委員

委員長	田中敏雄
副委員長	馬田綾子
委員	大場修
委員	伊達仁美
委員	川口宏海

事務局職員

社会教育部長	舟本康弘
歴博・文化財担当課長	益田日吉
歴博・文化財担当係長	楞野一裕
歴博・文化財担当主任	伏谷優子

4 第2回審議会会議録要旨の確認

議事に先立ち、第2回尼崎市文化財保護審議会会議録要旨の内容を委員が確認(修正はなく、要旨を了承)

5 議事等

議事1「平成28年度尼崎市指定文化財候補物件の答申について」

会議に先立って実施した現地視察の結果や第2回審議会での協議をふまえ、委員長の司会進行により審議

現地視察で気付いた点や意見について

- ・軸物類を箆笥の中に縦に置いて収納している状況が見られたが、指定候補物件についても縦に置いた状態で保管されていたのか。(委員)
- ・指定候補物件は箆笥ではなく大きい木箱内に収納され、縦置きではなかった。(事務局)
- ・軸物類の調査の進行状況はどうか。(委員)
- ・前回の審議会以降は追加の調査は実施できていない。(事務局)
- ・確認できたのは箆笥内に縦置きの分ということか。(委員)
- ・右側の箆笥内に縦置きされた軸物17点を開いて内容を確認し、付箋に表題等を記載して資料に添付した。確認できた軸物は木箱を伴い比較的大きいものであり、確認できたものが全体の何パーセントにあたるかは把握できない。(事務局)
- ・確認したところでは歴代門主の御影が多かったのか。(委員)
- ・大きい軸物が横に収納できず縦置きとなっていたが、歴代門主の御影は比較的大きく、また、本願寺より下付された墨書のある木箱のまま伝存している場合が多く、

収納時に豎置きが多くなったのではないかと見られる。(事務局)

今後の調査に向けて、視察した収納状況もふまえ気付いた点について

- ・どのような調査をするのかを検討する必要がある。内容を確定する調査か詳細調査か、確定調査の場合は後に詳細調査を実施する必要があるなど、人手や時間を含め調査方法を考える必要がある。また、調査後に保管について所蔵寺院に提案をするにあたり、所蔵者側の考えも配慮しながら検討する必要がある。(委員)
 - ・尼崎市として調査を実施する意味はどのような点か。(委員)
 - ・文化財の所蔵者に所蔵資料について知っていただくことに意味があると思う。視察では所蔵者から保管方法について質問があり、良い機会と捉えている。どのような資料があり、寺の歴史にとって大切な資料について説明ができる状態にしたい。今年度は指定候補物件として「絹本着色顕如上人画像」について審議いただいているところであり、調査では関連資料の有無を確認したい。(事務局)
 - ・候補物件の周辺資料の調査ということが大きな目的となるのか。(委員)
 - ・現状では関連資料の有無が確認できていないので調査で明らかにしたい。(事務局)
- 事務局からこれまでの調査状況について報告・説明
- 前回の審議会で実施した指定候補物件の実物調査の概要・その後歴史分野担当の委員の照会を通して得た本願寺史研究者の見解を会議資料等を元に報告・説明
- ・研究者の見解では裏書の「常住物也」の部分が破断し、貼る際に他の行との位置のずれが生じたことが指摘されているが、実物調査で破断の痕跡は確認できたと思う。(委員)
 - ・実物調査で破断痕は確認され、この行の位置のずれについていろいろな理由が考えられ、意見が出されたという状況である。(事務局)
 - ・研究者からは、破断した部分の貼り位置がずれたという理由のほかに、裏書全体が准如自筆と判断されるので、准如が「常住物也」を書き忘れて、後から書き足した可能性も上げている。(事務局)
 - ・破断部分に他の裏書がまちがえて貼られたとすれば、材質が変わってくるので分かるのではないか。(委員)
 - ・前回の実物調査では墨色も含め様々な可能性を考えており、「常住物也」の筆跡が異なる可能性も含めて研究者に意見を尋ねている。「常住物也」の筆跡も准如であるという研究者の判断からは、議論の幅は限定されてくる。准如が書き忘れて後から書き足した可能性については、時間差で書き足し部分の墨色が濃くなるので、よほど後になって別の機会に書き足した場合は別として、理由としては考えにくいと思う。いずれにしても破断部分の「常住物也」も准如自筆であれば問題はないと考えられる。(委員)
 - ・資料全体の中で「常住物也」の部分の持つ意味合いはどうか。この部分が別筆であれば評価を考え直すような大きな問題になるのか。(委員)
 - ・所蔵寺院には本願寺門主の複数の御影があり、顕如御影の補修の際、他の御影の裏書と裏書の貼りまちがえが生じた可能性も考えていたが、これについては他の御影の調査結果を待たないと確認できない状況だった。筆跡が全て准如と判断されればこの点は問題とならないことになる。(委員)

- ・他の御影の裏書であれば准如自筆はあり得ないことになる。(事務局)
- ・御影裏書の貼り間違えは可能性の問題であり、数多くの顕如上人画像を見ている研究者の見解を尊重すべきと考える。(委員)

答申文案について

第2回審議会の審議に基づき事務局が作成した答申文を原案として答申文案の審議

- ・次年度に調査・審議を継続する理由についての表現は、「所蔵寺院における資料の伝存状況の確認および歴史的背景に関わる他の関連資料の調査が必要」という文言で、調査の意義が示されていると思う。(委員)
- ・「資料の伝存状況の確認」という表現は、調査で指定候補物件以外に指定に相応しい資料が発見された場合にも、指定候補物件の変更や拡大などに対応できるということを含めての表現か。(委員)
- ・調査結果を推測できる状況ではないので、調査内容を具体的に絞るのではなく幅広く対応できる表現を用いた。(事務局)
- ・諮問自体が、審議会に対して当該年度の指定文化財について問うものであり、個別の資料について審議をお願いするということではない。次年度の調査の結果次第で対応を考えていくことは可能である。(事務局)
- ・「本年度の指定文化財候補物件は該当ありません」という文言になっているが、「本年度の指定候補物件について本年度は指定しない」ことを表記しなくてもよいのか。(委員)
- ・本年度の指定候補物件が文化財的価値がないという判断をしていただいたわけではなく、当該物件を含めて関連資料の調査をした上で総合的に判断し、指定についての答申を次年度に行うという趣旨を表現した。(事務局)
- ・教育委員会の諮問に対して「今回はありません」という答え方でよいのか。(委員)
- ・教育委員会に答申を出す際にも事務局から報告をさせていただいており、諮問を出す際にも今回の指定候補物件が候補として上がることを説明している。その指定候補物件が審議の結果、指定文化財としての価値を否定されたのではなく、その価値をしっかりと見極めるためにさらに1年をかけて調査・審議を行い答申することになったこと、その結果として今年度は該当がないということを報告する。(事務局)

答申文案の決定

委員長より各委員に諮った結果、異議なく了承が得られ、原案どおり答申文が決定
報告1「最近の文化財保護行政について」

事務局から次の2点について報告

「歴史文化遺産保存活用フォーラム in 尼崎」(平成29年3月25日開催予定)について

- ・委員からフォーラムに参加する市民団体とその活動状況、行政の補助などを中心に質問があり、事務局からは様々な経緯を持つ団体が活発に地域で活動を展開している状況を説明
- ・委員からは活発な市民グループの活動が地域の歴史遺産の保存活用にどのようにして結びつくのかということが重要であるという意見が出され、事務局からは歴史遺産については歴史的価値だけを理由に残すということより、活用に重点が置かれる

状況になっており、市民のレベルでどのように関わられるのが問題になっていること、昨年度は市内で活動する市民活動団体の情報共有の場としてシンポジウムを開催したが、さらに近接市に範囲を広げて市民活動団体や自治体の担当の情報交換の機会を企画したことを説明

平成29年度文化財保護行政関係予算の概要について

- ・事務局が市議会で審議される平成29年度予算案に、文化財収蔵庫を複合施設として施設整備する事業に向けて設計に関する経費を計上したことを報告
 - ・委員からは現在の収蔵庫のコンクリート強度など耐震補強に関する質問、複合施設のセキュリティに関する質問があり、事務局が回答
- その他、広く文化財に関する委員からの話題・意見
- ・「尼崎市立文化財収蔵庫周辺ガイドマップ」に説明文を掲載し充実を図ってほしい。
 - ・来年度の資料調査への参加を希望
 - ・視察した震災後に再建された西教寺本堂の建物には旧本堂の建築部材が引き継がれていなかったことが残念である。
 - ・建築物等調査で記録を作成しておくこと、日頃から文化財を所蔵する寺院などに所蔵文化財の重要性について説明し文化財を大切に引き継ぐ意識を持ってもらうことが重要である。

6 答申書提出

田中委員長から「平成28年度尼崎市指定文化財の指定について(答申)」が舟本社会教育部長に提出された。

以 上